

事務連絡  
平成25年9月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

平成25年度結核予防週間の実施について（依頼）

標記について、平成25年9月2日付け事務連絡で厚生労働省健康局結核感染症課結核対策係から別紙のとおり依頼がありました。

については、別添の「平成25年度結核予防週間実施要領」を御了知の上、特に、学校においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）並びに教職員に対して、正しい知識の普及、学校保健安全法等に基づく定期健康診断の適切な実施、せきが続くような場合には風邪だと思いこむことなく医療機関を受診するよう指導すること、患者発生時の適切な対応を行うことなど学校における結核対策の充実について、周知徹底されるよう御配慮願います。

なお、関係部局とも連携の上、域内の市区町村教育委員会、学校等の関係機関に対してこの趣旨を周知徹底されるよう併せてお願いします。

また、患者・感染者である児童生徒等については、いたずらな不安を抱くことのないようにするとともに、そのことを理由にいじめなどの不当な扱いを受けることのないよう、万全を期するようお願いします。

(担当)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)

FAX : 03-6734-3794

事務連絡  
平成25年9月2日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課結核対策係

平成25年度結核予防週間の実施について

標記について、後援のご賛同をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、関係団体からのご賛同をいただき、別紙のとおり「平成25年度結核予防週間実施要領」を確定いたしましたので、よろしくお取り計らい願います。

担当：厚生労働省健康局結核感染症課  
結核対策係 雨貝、鈴木  
TEL 03(5253)1111 (内2381)  
FAX 03(3506)7325

## 平成25年度結核予防週間実施要領

### 1 趣 旨

我が国の結核の現状は、年間2万人を超える新規患者が発生し、約2千人が亡くなっており、世界的にも結核の中まん延国として位置付けられていること等から、引き続き十分な注意が必要であり、結核の克服のためには、関係団体、地方公共団体及び関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進することが必要となっている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。また、平成23年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働大臣告示第72号）においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。

こうしたことから、厚生労働省では、結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取組の意識を高めることとするものである。

### 2 主 催

厚生労働省、都道府県、政令市、特別区、公益社団法人日本医師会、公益財団法人結核予防会及び公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会

### 3 後 援

文部科学省、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、社団法人生命保険協会、全国地域婦人団体連絡協議会、社団法人全国地区衛生組織連合会、公益社団法人日本診療放射線技師会、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人健康・体力づくり事業財団、特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本、公益社団法人全国老人保健施設協会及び公益社団法人日本精神科病院協会

### 4 実施期間

平成25年9月24日（火）から9月30日（月）まで

### 5 重点目標

国民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より

一層の普及啓発を図る。

## 6 結核予防週間における標語

それ  
「二の腕の。。。って、結核の予防だったんだ。」  
。。。

その他実施機関によって適宜作成するものとする。

## 7 実施行事等（例）

### (1) 結核予防週間の周知（各主催団体）

結核予防週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して結核予防週間の周知を図る。

### (2) 資料の配布（各主催団体）

結核に対する関心を高めるため、関係各機関等に結核予防のためのパンフレット、リーフレット等を配布する。

### (3) 講演会、講習会等の開催（各主催団体）

結核予防活動を推進するため、関係団体を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

### (4) 児童・生徒への結核の知識の普及（各主催団体）

結核の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

### (5) 街頭啓発活動の実施（各主催団体）

結核予防週間の周知と国民一般の結核に対する関心を喚起するため、結核予防を周知する語句の入った風船、広報ポケットティッシュ等を手渡すなどして結核予防思想の普及を図る。

### (6) 報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、結核予防週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に結核予防に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

### (7) その他

上記のほか、各地域で適宜結核予防週間の趣旨に沿った行事を行う。

・各種集会の開催等